

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年5月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第12号

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条本文中「別表第2備考1」を「別表第2 1備考1」に、「別表第1に掲げるとおり」を「午前4時30分から翌日の午前1時まで」に改める。

第2条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第3項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第4項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分	単 位	駐 車 料 金
昼 間	1 回	自動二輪車及び原動機付自転車 30分までごとに60円。ただし、 30分までごとに60円を加えた額 が480円を超えるときは、480 円
		自動二輪車以外の自動車 30分までごとに150円。ただし、 30分までごとに150円を加えた 額が1,200円を超えるときは、 1,200円
夜 間	自動二輪車及び原動機付自転車	480 円
	自動二輪車以外の自動車	1,200
自 転 車	1日1回	150

別表第2備考1中「別表第2備考1」を「別表第2 1備考1」に改め、同備考2中「別表第2備考2」を「別表第2 1備考2」に改め、同備考3中「別表第2備考3」を「別表第2 1備考3」に改め、同表を同表1 京都市出町駐車場とし、同表に次のように加える。

2 京都市御池駐車場

区 分		単 位	駐 車 料 金
昼 間	自動二輪車及び原動機付自転車	3 0 分	1 0 0
	自動二輪車以外の自動車		2 5 0
夜 間	自動二輪車及び原動機付自転車	6 0 分	1 0 0
	自動二輪車以外の自動車		2 5 0

備考1 「昼間」及び「夜間」とは、それぞれ条例別表第2 2備考1に規定する昼間及び夜間をいう。

2 昼間及び夜間の区分を超えて駐車場に自動車及び原動機付自転車を駐車させる場合にあっては、その直前の時間帯の区分における駐車料金の単位となる時間が経過するまでの間は、当該区分に係る駐車料金を適用する。

3 次に掲げる時間帯に自動二輪車及び原動機付自転車を駐車させる場合における当該時間帯1回当たりの駐車料金は、この表の規定により計算した額が500円を超えるときは、この表の規定にかかわらず、500円とする。

(1) 日曜日及び土曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前6時から午後12時まで

(2) 午後9時から翌日の午前9時まで

4 次に掲げる時間帯に自動二輪車以外の自動車を駐車させる場合における当該時間帯1回当たりの駐車料金は、この表の規定により計算した額が1,500円を超えるときは、この表の規定にかかわらず、1,500円とする。

(1) 日曜日以外の日（休日を除く。）の午前6時から午後12時まで

(2) 午後9時から翌日の午前9時まで

5 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる規定のいずれも適用することができる場合にあっては、最も低い額となるようにこれらの規定の全部又は一部を適用して駐車料金を計算するものとする。

(1) 自動二輪車及び原動機付自転車 3(1)及び(2)の規定

(2) 自動二輪車以外の自動車 4(1)及び(2)の規定

別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

別表第5京都市御池駐車場の項中「15,000」を「18,000」に改め、同表

を別表第4とする。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)